

令和4年第7回桶川市農業委員会総会 議事録

令和4年7月26日(火) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
最適化推進委員	1 池田仁政、2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、4 高橋桂、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫
【欠席委員】	8 原島忠男
【傍聴人】	0名
事務局長	<p>只今より、令和4年第7回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きます、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>1番の秋山委員と、7番の加藤委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移</p>

	<p>転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、下限面積要件です。</p> <p>申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。</p> <p>4つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>5つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。</p> <p>まず、第1号件についてご説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、世帯で4,822㎡の農地を耕作しており、今回の対象地の面積である962㎡を加算すると5,000㎡(50a)を超えているため、下限面積要件を満たしております。</p> <p>また、事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、長年加納地区で農業を営んでおり、年間で300日程度農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件を満たしていることはもちろん、今後も地域との調和を図っていくことは十分可能であると考えられます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>議長</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>秋山委員</p> <p>それでは報告させていただきます。</p> <p>7月19日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は十分な管理がされておりましたが、農地法違反等は見受けられませんでした。</p>
--	--

議長	<p>今後は、新たな所有者が適正に管理をしてくれることと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、岩崎委員から報告をお願いします。</p>
岩崎委員	<p>7月19日に聞き取り調査を行いました。</p> <p>申請者の世帯で350日以上農業に従事しており、所有農地については全て耕作されており、申請地も耕作することは十分可能であると思います。</p> <p>申請地では、野菜やオリーブなどの果樹を栽培するとのことでした。</p> <p>聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案第2号件についてご説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、世帯で7,917㎡の農地を耕作しており、5,000㎡(50a)を超えているため、下限面積要件を満たしております。</p> <p>また、事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、年間で150日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件は満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

	<p>します。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。 7月19日に現地調査を行いました。 現地は十分な管理がされておりましたが、農地法違反等は見受けられませんでした。 今後は、新たな所有者が適正に管理をしてくれることと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、天沼委員から報告をお願いします。</p>
天沼委員	<p>7月21日に自宅へ訪問し、聞き取り調査を行いました。 申請者は世帯で150日以上農業に従事しており、所有農地については全て耕作されており、申請地も耕作することは十分可能であると思います。 申請地では、露地野菜等を栽培するとのことですが。 聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案第2号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。 今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。 農地法第4条の許可申請ですので、土地所有者が自身の農地を農地以外のものにするために行う申請になります。 申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは追認の案件で、転用目的は住宅敷地への進入路です。</p>

	<p>申請地は、桶川農業振興地域整備計画の策定当初から、農用地区域から除外されております。</p> <p>居宅の建っている敷地は、昭和 44 年に埼玉県より建築確認を取得しておりますが、その当時から接道がない状況で手続きが行われていました。</p> <p>そのため、今後再建築する際に支障が出る状況となっております。</p> <p>このことから、申請地について航空写真を確認したところ、昭和 45 年当時から現在に至るまで住宅敷地への進入路として利用されていることが確認できましたので、追認が相当であると考えられます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>7月19日に現地調査を行いました。</p> <p>対象地はコンクリートで固められており、確かに住宅敷地への進入路として利用されておりました。</p> <p>特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案について、「追認が相当」ということよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明いたします。</p> <p>相続人、被相続人の住所、氏名、対象地番については、資料記載のとおりです。</p> <p>農地の相続人が引き続きその土地で農業経営を継続していく場合に、</p>

	<p>相続税の納税猶予を受けることができます。</p> <p>納税猶予については、税務署で所定の手続きを行うこととなりますが、税務署で手続きをする際に、農業委員会の証明書が必要となります。</p> <p>この証明書については、相続人が引き続き農業経営を継続することが見込まれる場合に発行が可能となっております。</p> <p>被相続人の従事日数については年間 150 日、相続人の従事日数は 180 日となっております。</p> <p>また、現地の状況がしっかりと耕作されていれば、証明書を発行しても問題がないかと思われます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>現地調査と聞き取り調査の結果報告を、秋山委員からお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>7月19日に現地調査を行いました。</p> <p>対象地では露地野菜が栽培されており、適正に管理されている状況が確認できましたので、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>相続人への聞き取り調査についても、7月19日に行いました。</p> <p>被相続人は、相続人と共に農業を営んでいたようで、主に露地野菜を栽培していたとのことでした。</p> <p>今後はジャガイモやナスなどを栽培する計画で、週5日は農作業に従事する予定とのことでした。</p> <p>このことから、営農継続に関して支障がないと考えられます。</p> <p>現地調査と聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第4号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、第4号議案について説明させていただきます。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請数は、新規のものが1筆で、面積は922㎡となっております。</p> <p>こちらは使用貸借権の設定で、期間は3年間となっております。</p> <p>借受人は、新規で農地を借りることとなりますので、営農計画書を提出していただいております。</p> <p>計画内容については、資料記載のとおりです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>7月19日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は写真のとおり適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第4号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第5号議案「桶川農業振興地域整備計画の変更について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「桶川農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。</p> <p>1ページ目に除外申出一覧がございます。</p> <p>令和4年5月に受け付けた農用地区域の除外申出は、駐車場（既存敷地の拡張）が1件、自己用住宅が2件、資材置場が1件、倉庫が1件の計5件です。</p> <p>まず、1112号件について説明させていただきます。</p>

	<p>資料は1ページから10ページになります。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は駐車場（既存敷地の拡張）で、除外後の農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>既存敷地の拡張については、第1種農地の不許可の例外に該当するため、農地転用の許可見込みがある案件となっております。</p> <p>ただし、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の2分の1を超えないものに限られております。</p> <p>本件は、3,101.12 m<sup>2</sup>ある既存敷地の2分の1を超えない程度である793 m<sup>2</sup>の敷地を拡張する案件になりますので、問題はありません。</p> <p>現地には草木が生えている状況ですが、今後の農地転用許可申請時には、伐採する旨お約束いただいております。</p> <p>今回の敷地拡張に伴い、新たな建築行為や排水計画はございません。</p> <p>また、建築行為がないことから、都市計画法に基づく開発許可は不要となることを桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>なお、さいたま農林振興センターからは、農地転用許可について見込みがある旨の回答をいただいております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申出地は草木が生えている状況ですが、今後の手続きの際は、伐採が予定されているとのことです。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1112号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1112号件について、ご異議ございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1113 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは説明させていただきます。 資料は、11 ページから 17 ページになります。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。 自己用住宅は、第 1 種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。 建築面積は 108.24 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝に放流する計画となっております。 また、隣地との境界には、被害防除として木製板を新設する計画です。 なお、地権者と申出者は親族で、申出者の父母が桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることを、桶川市建築課に確認済みとなっております。 さいたま農林振興センターからは、農地転用許可について見込みがある旨の回答をいただいています。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第 1113 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	無いようですので、お諮りします。

	<p>第 1113 号件について、ご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1114 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、説明させていただきます。 資料は、18 ページから 24 ページになります。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。 第 1 種農地は原則不許可となっておりますが、自己用住宅は「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に認められるとされておりますので、農地転用許可の見込みがある案件となります。 建築面積は 65.41 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝に放流する計画となっております。 また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。 なお、対象地は申出者本人が所有しており、申出者の 6 親等以内の親族が桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住していることから、都市計画法上の開発許可要件を満たしているは、桶川市建築課に確認済みとなっております。 さいたま農林振興センターからは、農地転用許可について見込みがある旨の回答をいただいています。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
<p>秋山委員</p>	<p>それでは報告させていただきます。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。 現地調査の結果報告は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。          それでは、第 1114 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。          第 1114 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。          続きまして、第 1115 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明させていただきます。          資料は、25 ページから 32 ページになります。          申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。          除外理由は資材置場を整備するためで、除外後の農地区分は、第 3 種農地と考えております。          その理由は、申出地から 500m 以内に 2 つの医療施設があり、前面道路にガス管及び水道管が埋設されているからです。          第 3 種農地は原則許可することとなっており、周囲に被害を及ぼさないと認められる場合、農地転用はやむを得ないと考えることができます。          本件は、自宅兼事務所の敷地を拡張して資材置場を整備する案件であり、周囲が宅地に囲まれていることから、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと考えられます。          また、隣地との境界には、既に一部コンクリートブロックが設置されております。          なお、今回の計画に伴い、新たな建築行為や排水計画はございません。建築行為がないことから、都市計画法に基づく開発許可は不要となることを桶川市建築課に確認済みとなっております。          本件土地は、以前にも除外申出が行われましたが、その際は都市計画法上の建物用途の違反などがあった関係から、取下げられております。          その点については、既に用途変更の手続きが行われ、是正が完了しているとのことで、桶川市建築課より伺っております。          さいたま農林振興センターからは、農地転用許可について見込みがある旨の回答をいただいています。          事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1115 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1115 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1116 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、1116 件について説明させていただきます。</p> <p>資料は、33 ページから 41 ページになります。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は倉庫（物流施設）で、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。</p> <p>第 2 種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、もしくは、第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は許可が可能となっております。</p> <p>こちらの案件は、第 1 種農地の不許可の例外にある「国道もしくは県道に接する流通業務施設（則第 35 条第 4 号）」に該当することから、農地法上の立地基準を満たすことができる案件となります。</p> <p>建築面積は 5,089.51 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝に放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロック及びメッシュフェンスを新設する計画です。</p> <p>都市計画法に基づく開発許可见込みについてですが、現時点ではい</p>

	<p>れの立地基準も満たしていない状況のため、開発許可見込みがない旨、桶川市建築課から回答をもらっています。</p> <p>農地法の許可見込みについてですが、さいたま農林振興センターからは、他法令（都市計画法に基づく開発許可）の許可見込みがない状況では、農地法の許可見込みがない旨の回答をいただいております。</p> <p>除外の5要件についてですが、開発許可の見込みがなく、代替性がないことについての説明も不十分な状況ですので、1号要件を満たしていないと、桶川市農政課から回答をもらっています。</p> <p>以上のことから、他法令の許可見込みについて、再度検討及び調整が必要な状況となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申出地は写真のとおり草木が繁茂している状況でした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1116号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1116号件については、事務局からありましたとおり「他法令の許可見込みについて、再度検討及び調整が必要である旨の意見を付す」ということで、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして次第の5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法4条の届出が3件、農地法5条の届出が7件となっております。</p>

	<p>す。</p> <p>転用目的は、住宅敷地が7件、駐車場が3件となっております。</p> <p>なお、令和4年6月24日から同年7月22日までの専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>川田谷の農家さんから、農地の管理をしてくれる人を探している旨、相談がありました。</p> <p>相談内容については、資料をご覧ください。</p> <p>特に、川田谷地区の最適化推進委員の方は、周辺の農家で引き受けてくれる方がいないか探索した上うえで、事務局まで報告をお願いいたします。</p> <p>なお、報告期限は8月5日（金）とさせていただきます。</p> <p>次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>今回の現地調査は、令和4年8月19日（金）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。</p> <p>また、今回の農業委員会総会は、令和4年8月26日（金）の午後2時から、市役所3階の会議室303で行いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、農業委員会終了後、農業者年金に関する説明会を行うこととなりましたので、農地利用最適化推進委員の皆様も、農業委員会総会からお越しください。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後4時27分</p>